

春の10万人わがまちクリーン運動

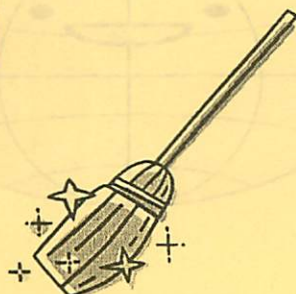
全市一斉のクリーン運動にご参加ください



☀️ と き : 平成25年5月19日(日)



午前9時から10時30分頃まで 小雨決行



※ 雨天の時は5月26日(日)に順延

※ 天候不順による順延は、当日午前8時から6491-2364
へお問い合わせください

☀️ 清掃場所 : 河川敷、地区内各駅前、自宅周辺等



★ 分別収集です。①・②以外のゴミは、収集しません。

- ① 燃やすゴミ
- ② ビン・缶・ペットボトル

★ 家電リサイクル法対象品目、パソコン、バイク、等は市が収集しないゴミです。
「家庭ゴミべんりちょう」を参考に対処してください。

★ みそのどろは、回収業者が異なるため、クリーン運動のときは、収集できません。
指定月に申し込んでください。

(お問い合わせ 家庭ごみ案内ダイヤル 6374-9999)

♡ 参加できやすい場所で、清掃活動にご協力ください。 ♡

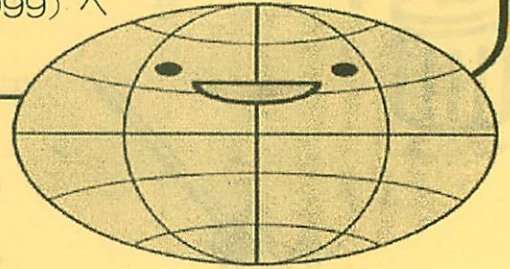


主催 : 市民運動園田地区推進協議会 **事務局** : 園田地域振興センター(TEL 6491-2361)

回														
覧														

《10万人わがまちクリーン運動でのお願い》

1. 「燃やすごみ」と「びん・缶・ペットボトル等」とに分けて「尼崎市の指定袋」に入れて、決められた場所に出して下さい。
2. 次のものが投棄されていた場合、移動させずに投棄されていた場所を各地域振興センターの担当者に連絡して下さい。後日、警察に連絡の上「不法投棄」として処理をします。
「家電リサイクル品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）」「パソコン」
「タイヤ」「ガスボンベ」「消火器」「大型ごみ（大きさが50cm以上のもの）」「建築廃材（材木、タイルなど）」「産業廃棄物（車やバイクの部品など）」「自転車」「バイク」など
3. 側溝などの汚泥収集は行いません。地域の指定日に予約の上出して下さい。なお、汚泥収集の申し込みは、家庭ごみ案内ダイヤル（Tel.06-6374-9999）へ



《管理者責任》

不法投棄がされている場所により、それぞれの管理者が責任を持って処理をすることになります。

市道上の不法投棄⇒業務課 06-6374-9999（家庭ごみ案内ダイヤル）

県道上の不法投棄⇒兵庫県阪神南県民局西宮土木事務所 0798-23-7788

国道上の不法投棄⇒2号線 国土交通省兵庫国道事務所神戸維持出張所 078-411-5132

43号線 国土交通省兵庫国道事務所西宮維持出張所 0798-35-6470

公園内の不法投棄⇒公園課 06-6489-6531

市道上の自転車、原動機付自転車の不法投棄⇒放置自転車対策担当 06-6489-6504

敷地内の不法投棄⇒土地の所有者又は管理者

不法投棄に関する罰則

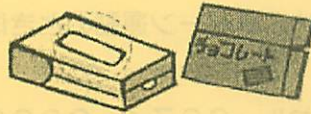
不法投棄をした場合、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。など、厳しい罰則が設けられています。また、不法投棄を移動させた場合、移動させた者が上記の罰則に科せられます。

ご家庭での雑紙の分別にご協力を

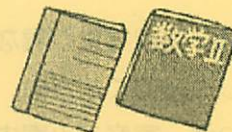
「その他紙類」とは



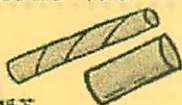
○雑誌・パンフレット・カタログ・ポスター



○紙箱（お菓子や調味料などの食品や薬など）・包装紙・ティッシュペーパーの箱
※ビニール部分は取り除く



○教科書・ノート・折り紙・半紙・画用紙（墨や絵の具が着いているものも含む）



○紙芯（トイレトペーパーやラップの芯）



○コピー用紙・メモ用紙（感熱紙は除く）



○ワイシャツやストッキングの型紙・紙製の洋服タグ



○封筒・はかき・名刺・手紙・ダイレクトメール
※ビニール部分は取り除く



○シュレッターされた紙（再生できる紙に限る）

※ 飛散しないように中身の見える袋に入れてください

紙マークの付いている紙箱、包装紙、紙袋などの紙も「その他紙類」として回収しておりますので、「燃やすごみ」に入れずに必ず紙資源として出してください。

詳しくは新しい「家庭ごみべんりちょう」⑦ページでご確認ください。